

平成24年12月11日（火曜日）

議事日程第3号

平成24年12月11日（火曜日）午前10時開議

- |     |         |   |
|-----|---------|---|
| 第 1 | 一般質問    |   |
| 第 2 | 報告第 7号  | 専決処分報告について（平成24年度大仙市一般会計補正予算（第5号））<br>（質疑・委員会付託）        |
| 第 3 | 議案第175号 | 大仙市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について<br>（質疑・委員会付託）      |
| 第 4 | 議案第176号 | 大仙市移動通信用鉄塔設置条例の一部を改正する条例の制定について<br>（質疑・委員会付託）           |
| 第 5 | 議案第177号 | 大仙市南外多目的集会施設設置条例の一部を改正する条例の制定について<br>（質疑・委員会付託）         |
| 第 6 | 議案第178号 | 大仙市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について<br>（質疑・委員会付託） |
| 第 7 | 議案第179号 | 大仙市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について<br>（質疑・委員会付託）               |
| 第 8 | 議案第180号 | 大仙市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について<br>（質疑・委員会付託）                 |
| 第 9 | 議案第181号 | 大仙市営住宅等の整備基準を定める条例の制定について<br>（質疑・委員会付託）                 |
| 第10 | 議案第182号 | 大仙市市道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について<br>（質疑・委員会付託）              |
| 第11 | 議案第183号 | 大仙市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について<br>（質疑・委員会付託）   |
| 第12 | 議案第184号 | 大仙市都市公園の設置に関する基準等を定める条例の制定について<br>（質疑・委員会付託）            |

- 第 1 3 議案第 1 8 5 号 大仙市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 1 4 議案第 1 8 6 号 大仙市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 1 5 議案第 1 8 7 号 大仙市立保育所設置条例を廃止する条例の制定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 1 6 議案第 1 8 8 号 上淀川エコ対策コミュニティセンターの指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 1 7 議案第 1 8 9 号 太田北部墓園の指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 1 8 議案第 1 9 0 号 太田東部墓園の指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 1 9 議案第 1 9 1 号 大仙市まほろば唐松中世の館等の指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 2 0 議案第 1 9 2 号 刈和野地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 2 1 議案第 1 9 3 号 大仙市小杉山地区生涯学習センターの指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 2 2 議案第 1 9 4 号 神岡中央公園屋内多目的施設等の指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 2 3 議案第 1 9 5 号 玉川荘の指定管理者の指定について (質疑・委員会付託)
- 第 2 4 議案第 1 9 6 号 大仙市西仙北高齢者ふれあいセンターの指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 2 5 議案第 1 9 7 号 水沢世代交流福祉館の指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 2 6 議案第 1 9 8 号 小種世代交流福祉館の指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 2 7 議案第 1 9 9 号 中淀川世代交流福祉館の指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)

- 第 28 議案第 200 号 荒川福社会館の指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 29 議案第 201 号 沢内高齢者健康増進ふれあい館の指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 30 議案第 202 号 神岡中央公園等の指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 31 議案第 203 号 平成 24 年度大仙市農業集落排水事業特別会計への繰入額の変更について  
(質疑・委員会付託)
- 第 32 議案第 204 号 平成 24 年度大仙市一般会計補正予算 (第 6 号)  
(質疑・委員会付託)
- 第 33 議案第 205 号 平成 24 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)  
(質疑・委員会付託)
- 第 34 議案第 206 号 平成 24 年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)  
(質疑・委員会付託)
- 第 35 議案第 207 号 平成 24 年度大仙市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 号)  
(質疑・委員会付託)
- 第 36 議案第 208 号 平成 24 年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算 (第 3 号)  
(質疑・委員会付託)
- 第 37 議案第 209 号 平成 24 年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)  
(質疑・委員会付託)
- 第 38 議案第 210 号 平成 24 年度大仙市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)  
(質疑・委員会付託)
- 第 39 議案第 211 号 平成 24 年度大仙市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)  
(質疑・委員会付託)
- 第 40 議案第 212 号 平成 24 年度市立大曲病院事業会計補正予算 (第 1 号)  
(質疑・委員会付託)
- 第 41 議案第 213 号 平成 24 年度大仙市上水道事業会計補正予算 (第 1 号)  
(質疑・委員会付託)
- 第 42 陳情第 50 号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求めることについて  
(委員会付託)

- 第43 陳情第 51号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を  
求めることについて (委員会付託)
- 第44 陳情第 52号 「教育費無償化」の前進をもとめることについて  
(委員会付託)
- 第45 陳情第 53号 「ゆきとどいた教育」の前進をもとめることについて  
(委員会付託)
- 第46 陳情第 54号 国に、生活保護基準の引き下げをしないことを求めること  
について (委員会付託)
- 第47 陳情第 55号 消費税増税に関することについて (委員会付託)
- 第48 陳情第 56号 年金引き下げの中止を求めることについて (委員会付託)
- 第49 陳情第 57号 地域経済と雇用対策強化のため地方財政の充実・強化を求め  
ることについて (委員会付託)
- 第50 議案第 214号 大仙市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例の制定につ  
いて (説明・質疑・委員会付託)
- 第51 議案第 215号 平成24年度大仙市一般会計補正予算(第7号)  
(説明・質疑・委員会付託)

出席議員(27人)

1番 藤田君雄	2番 佐藤文子	3番 後藤健
4番 佐藤隆盛	5番 藤井春雄	6番 杉沢千恵子
7番 茂木隆	8番 小山緑郎	9番 小松栄治
10番 富岡喜芳	11番 佐藤清吉	12番 石塚柏
13番 金谷道男	14番 大野忠夫	15番 渡邊秀俊
16番 高橋敏英	17番 児玉裕一	18番 佐藤芳雄
19番 大山利吉	20番	21番 高橋幸晴
22番 本間輝男	23番 橋本五郎	24番
25番 橋村誠	26番 佐藤孝次	27番 武田隆
28番 千葉健	30番 鎌田正	

欠席議員(1人)

29番 竹原弘治

---

遅刻議員（１人）

２３番 橋本五郎

早退議員（０人）

---

説明のため出席した者

市 長	栗 林 次 美	副 市 長	久 米 正 雄
副 市 長	老 松 博 行	教 育 長	三 浦 憲 一
代表監査委員	福 原 堅 悦	総 務 部 長	元 吉 峯 夫
企 画 部 長	小 松 辰 巳	市 民 部 長	山 谷 勝 志
健康福祉部長	佐々木 昭	農 林 商 工 部 長	高 橋 豊 幸
建 設 部 長	田 口 隆 志	上 下 水 道 部 長	小 松 春 一
病 院 事 務 長	伊 藤 和 保	教 育 指 導 部 長	小 笠 原 晃
生涯学習部長	佐 藤 裕 康	総 務 課 長	伊 藤 義 之

---

議会事務局職員出席者

局 長	佐々木 誠 治	次 長	竹 内 徳 幸
主 幹	堀 江 孝 明	主 席 主 査	田 口 美 和 子
主 査	佐 藤 和 人		

---

午前１０時００分 開 議

○議長（鎌田 正） これより本日の会議を行います。

欠席の届出は、２９番竹原弘治君、遅刻の連絡があったのは、２３番橋本五郎君であります。

---

○議長（鎌田 正） 本日の議事は、議事日程第３号をもって進めます。

---

○議長（鎌田 正） 日程第１、本会議第２日に引き続き、一般質問を行います。

２２番本間輝男君。はい、２２番。

はじめに、１番の項目について質問を許します。

○２２番（本間輝男）【登壇】 おはようございます。大地の会の本間でございます。

国政選挙終盤を迎える中、次の政権の軸となるべく政党はどこになるのか、また、集合、離散を繰り返す第三極の政党と称される新たな政党が、どこまで躍進するのか、非常に注目される戦いであります。

12の政党が乱立する中、公権制約に地方自治体の地域主権改革の推進、地方税収の拡充等の地方重視の政策提言が希薄に感じられ、言葉とは裏腹に不透明な感じがしてなりません。

さて、衆議院選挙において政権が誕生するのは確実としても、1月下旬の初議会が想定される日程からして、国の予算編成作業はかなり遅れることが予想されます。地方自治体の財政運営指針となる政府の地方財政計画の決定が国の予算案同様に大幅にずれ込むのは確実であり、大仙市の25年度予算案作成の作業にも少なからず影響が生ずると考えます。

政治状況からして、編成作業の日程変更、遅延の可能性があるのか伺いたいと思います。

次に、歳入の45%、200億円余りの地方交付税に依存する本市にあつては、臨時財政対策債、合併特例債、市債、国・県支出金等を含めて75%余りを外部財源で賄う体質からして、歳入見通しが立たないばかりか目安のないままの編成作業には、慎重な判断と厳しさが求められます。

先の全員協議会において、総務省が一般財源出口ベースにおいて、前年度比1.5%削減の交付税算定の内示を根拠にしておるようですが、市民税を含め市税収入の減少も見込む歳入予算編成方針と説明を受けております。

また、今後の政治状況によっては、国の予算が新年度にずれ込み、骨格予算もあり得る中での歳入見通しと取り組みについてお伺いいたします。

次に、仙北組合総合病院移転改築工事を中心とする中心市街地再開発事業に、平成25年度において60億円余りが支出され、さらには駅前再開発事業も継続され、大型公共事業推進のために、合併後最大の500億円余りの予算規模が想定されます。

そこで、これらの大型事業は新年度採択ではない案件からして、その影響は少ないと思慮をされますが、デフレ脱却政策が示され、建設国債発行を伴う大型の景気浮揚の政策が論議され、国政選挙後の重要な課題となる要素からして、本市への影響の可否と見通しを伺うものであります。

次に、学校給食センター建設事業に続き、仙北組合総合病院建設事業を核とした中心

市街地再開発事業に、住民参加型市場公募債の発行を予定しておるようであります。市民と協働のまちづくりを標榜し、推進する栗林市政の意気込みが感じられ、的を射た取り組みと評価するものであります。

4億円の発行を予定しているようではありますが、この制度は大仙市が進める公債費適正化計画に則ったものであり、資金調達的手段として金融機関を介して市民の皆様に支援を要請する性格のものであり、説明責任を明確にしながら広く市民の皆様に協力を求めるべきと考えます。増額も一考と思われませんが、公募債の取り組みについて当局の見解を求めます。

次に、財政の基本的思考能力に欠ける人間としての自覚を持ちながらも、大仙市の財政健全化は、大仙市の絶対的位置付けと確信し、次の質問をいたします。

市の財政は、目標とする財政調整基金の基金積立30億円が見える存在となり、公債費適正化計画も平成26年度決算において18%の大台をクリアできる見通しが示されております。この要因は、市債発行を起債償還額の8割以内とし、市職員の適正化配置計画に伴う人件費の抑制、起債の繰上償還、事業の見直し等の様々な成果の集合と考えられます。

しかしながら、平成27年以降の合併算定替えを2年後に控え、激変緩和期間5年間において126億円の減額が予想され、市税収入の増加は見込めない状況からして、今後一層厳しい財政運営が予想されます。起債償還の大部分に充当されると思われる特別会計に56億円余りが繰り出され、財政を圧迫しているのは事実であり、事業の加入促進の強化や市税等の収納率の向上、使用料・負担金の滞納対策、隠れた借金と言われる債務負担行為等の課題は山積しております。当局においては、後期基本計画に沿う実施計画のもとに予算編成を推し進めると考えますが、自己決定、自己責任が求められる社会であります。市民ニーズに的確に対応した効率的な予算編成に対し、力強い基本姿勢を打ち出し、答弁していただくよう期待し、この項の質問を終わります。

○議長（鎌田 正） 1番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）【登壇】 本間輝男議員の質問にお答え申し上げます。

質問の平成25年度予算編成の基本姿勢と対応についてであります。はじめに、予算編成作業につきましては、先日の議員全員協議会でもご説明申し上げましたとおり、編成方針に基づき、現在各部局において積算等の作業を進めております。

こうした中、今般の衆議院解散により、国の新年度予算編成も大幅に遅れる見込みで

あることから、今後の動向により国庫補助事業や地方交付税等の地方財政対策については、市の予算編成への影響が懸念されております。

このような状況下ではありますが、国の省庁の動向を注視しながら、市民サービスに影響が及ぶことがないよう、例年どおりのスケジュールで予算編成作業を進め、議会への上程を考えております。

次に、歳入の見通しについてであります。例年12月に閣議決定され1月に公表されている地方財政対策が大幅に遅れる見込みであることから、主要財源である地方交付税等の動向が不透明な状況となっております。当初予算における主な歳入は、自主財源の根幹をなす市税が、企業収益の伸び悩みや地価の下落等により、前年度を約1億1,000万円下回る76億3,000万円と見込んでいるほか、地方交付税については現時点で9月公表の総務省概算要求時点における伸び率を基本に試算しておりますが、これによると出口ベースでの伸び率がマイナス1.5%となっていることなどから、前年度を約4億円下回る197億4,000万円を見込んでおります。

また、普通交付税の代替財源である臨時財政対策債については、総務省の地方債計画(案)の伸び率、プラス6.2%をもとに試算すると、前年度を約1億7,000万円上回る20億3,000万円と見込まれており、これらを含めた当初予算における歳入一般財源総額は、平成24年度を約3億1,000万円下回る317億4,000万円程度と見込んでおります。

次に、大型公共事業への影響については、平成25年度で計画している主な事業として、中心市街地再開発事業、大曲駅前第二地区土地区画整理事業、各地域の下水道整備事業等が挙げられますが、各事業とも既に全体計画を補助採択されている継続事業でありますので、影響は少ないものと考えております。

これらの事業については、実施計画に基づき、既に平成25年度の補助申請を各省庁に提出をしておりますので、計画期間内の着実な事業完了に向け、計画されている事業費を当初予算に計上したいと考えております。

なお、土地区画整理事業については、ここ数年、申請額どおりの補助を得ることができておりませんので、新年度の予算執行においては、補助内示額次第で計画事業費を下回ることも想定されております。

次に、住民参加型市場公募債につきましては、市民の皆様から市政について広く関心を持っていただき参画してもらうことで、市民と行政の協働のまちづくりを進めていく

ため発行するものであります。

今回は、平成18年に学校給食総合センター建設事業の資金として発行した「だいでん夢未来債」の第2回目として、現在、中心市街地再開発事業として実施している平成26年5月開院予定の仙北組合総合病院の改築支援事業の財源として活用したいと考えております。

現在予定している公募債の発行概要につきましては、発行期日は平成25年11月、償還方法は5年満期一括償還とし、また、購入できる方を市民の皆様のほか市出身で首都圏等にお住まいの方にも対象範囲を広げて考えており、発行スケジュール等について取扱予定金融機関と事前に打ち合わせを行っております。

なお、発行総額については、現時点で4億円程度を予定しておりますが、最終的な発行総額については、増額を含め年内に県と協議を進め決定したいと考えております。

また、市場公募債の発行概要については、既に広報で市民の皆様にお知らせしているほか、取扱予定金融機関窓口や首都圏ふるさと会や仙台秋田県人会の場においてパンフレット等を配布するなど周知を図っております。

今後も市場公募債発行に関する様々な情報等について、広報やホームページ、また、各種会合等を通じてPRを図ってまいりたいと考えております。

次に、予算編成における基本姿勢についてであります。「市政は市民のために」を基本理念とし、市民が真に求めている施策を着実に進めていくために、市民ニーズや地域情勢を的確に把握し、特性に応じた行政需要にきめ細やかに対応するため、効率的・効果的な事業実施に結びつく予算とするほか、引き続き市や地域が直面する諸課題への迅速な対応や計画されている事業を着実に実施していくこととしております。

また、これまで重点施策として取り組んでいる子育て、教育、地域医療、経済、雇用対策、農業振興及び防災については、各事業の緊急度や必要性を十分に考慮した上で、引き続き予算を重点的に配分してまいりたいと考えております。

一方、25年度においては、現在進められている市の最重点施策である市街地再開発事業の柱となる仙北組合総合病院改築工事が竣工を迎える予定であることから、一般会計における当初予算規模は、合併後最大の500億円前後になるものと予想されております。

また、先程も触れましたとおり、市の歳入は自主財源の柱である市税収入の落ち込みや地方交付税等が減額となる見込みであることから、財源確保は一層厳しくなることが

想定されており、経常経費の縮減はもちろんのこと、各事業ともゼロベースからの抜本的な見直しを図ることとしております。

加えて、合併特例期間終了に向け、これまでの各年度において進めてきております各種事務事業や公共施設等の見直し、また、公債費負担適正化計画を踏まえた市債発行額の抑制や財政調整基金の積み増しなどの取り組みについても、さらなる強化を図っていかねばならないと考えております。

このようなことを踏まえまして、平成25年度当初予算編成に当たっては、職員一人一人が「市民のための予算」を念頭に、自己責任と説明責任のもと、本市の厳しい財政状況を今一度認識した上で、市民ニーズや時代に即応した施策の迅速な展開を図りながら、常に問題意識とコスト意識を持って行政運営の効率化・簡素化に一層努めるほか、今後の合併特例措置の逡減・廃止を踏まえ、今後、大仙市が持続可能な財政基盤を確立するため、将来を見据えた健全な行財政運営を図ることを念頭に進めてまいりたいと考えております。

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。

○22番（本間輝男） ありません。

○議長（鎌田 正） 次に2番の項目について質問を許します。

○22番（本間輝男）【登壇】 先日、秋田魁新報社の「今日のことば」の中に『天下の仕置きは重箱を摺子木にて洗う様なるが善し』という言葉が載っておりました。確かにそのとおりであります。今日あえて枝葉末節にこだわらして補助金のことについてお聞きします。

地方自治体が支出する補助金は、地方自治法第232の2号の規定を根拠に、公益性上の必要性を認めて助成、執行交付がされるものと解釈されております。

当市においては、平成24年度当初予算ベースで国・県・市補助金の総額は25億1,300万円であります。これに対する市の対応額は17億5,700万円、さらに細分化された市単独の性格を持つ補助金は13億7,500万円と考えられますが、この数字の実態に誤りがないのか、まず当局に確認をいたします。

市財政の将来展望が厳しさが増すと想定される状況の現実からして、補助金本来の運用、交付の実情を、どのように認識され捉えておられるのか、あわせて補助金支出の最たる項目と金額を明細に明示していただくようお願いいたします。

これらの支出行為の大きな必要要因として、特養施設を主とした福祉、保育所、幼稚

園の法人化、住宅リフォーム助成、雇用の確保、大豆の団地加算助成を含む農業の産地づくり助成金、社協に対する助成等が市単独の嵩上げ部分の大きなウエイトを示すと理解、評価は認められますが、惰性的・慢性的要素を持つ補助金が存在しているのも事実であります。

例えば、違憲状態を指摘され、その補助効果に疑問が生じる納税貯蓄組合助成、組織の一本化に伴う行政効果に期待できる観光協会補助金、実態の見えにくい体育協会及び類似団体の補助金、末端組織の1万円単位の交通安全補助金、土地改良区に代表される維持運営費等の補助金の実情は本質とかけ離れた補助金と思われ、公益上の必要性に欠けると考えますが、市補助金の現状をどのように捉えておるのか、その認識をお伺いたします。

さて、大仙市においては合併後、間もなく旧市町村時代の補助金の整合性と妥当性を検証するため、平成19年大仙市補助金審査委員会条例を作り、委員会を設置し、19年・20年の2年間にわたり審査し、膨大な補助金の見直しと提言がされております。その結果、平成21年1月において、補助金の見直しに関する提言書その2において最終提言の形にまとめられております。

この提言には、合併後の大仙市が市民と協働で新しいまちづくりを進めるに当たり、補助金という手段を通じて施策を展開される際に、補助金を有効に活用してほしいというその方向性を示したものであります。しかしながら、事業の目的や方向性が曖昧なまま統合した補助金などが非常に多く見られ、改善の余地が見られると、すぐ的確な指摘がなされ、内容の充実した提言書であります。

その内容に少し触れますと、補助金の意識や機能を再検討すること、事業の適正な実施の検証をすること、さらに、終期設定のない補助金はありませんし、一定の終期時点で廃止・統合も含め見直すこと、また、補助金の活用の政策の検証を継続的に実施するため、具体的なチェックシートの作成、システムマニュアル作成を提唱しております。さらには、公募型補助金の創設を提言し、市の取扱窓口を一本化し、組織横断的に整理統合を図り、担当部局も一元化する必要があると提言しております。至極当然のことと考えます。その後、この提言を踏まえ、平成22年3月、大仙市において財政課を主たる部署として、その検証・見直し状況について報告がなされております。その改善・検討が必要とされる事項として、補助金要綱の策定、終期の設定、目標の設定、地域限定補助の見直し、運営費補助金の廃止と事業費補助金への転換、少額補助金の廃止等が検

討され、補助金審査委員会の設置効果を高く評価し、捉えております。しかし、その後の4年間は、補助金審査委員会の開催の事実を確認できず、その必要性がなかったと思慮されるのか、また、内部検証で十分であったと判断されるのか、疑問を持つものであります。たかが13億7,500万円、されど13億7,500万円であります。歳出抑制が義務的要素とするならば、こうした事実をどのように認識しておるのかお尋ねいたします。

次に、補助金の窓口の一本化されたような事実もなく、現下、すなわち各部各署において申請受付が恒常化され、申請月日も様々であり、交付決定も担当課において実行される事実であり、要綱と財務規則に基づいて施行されております。

先の委員会の提言に沿った一元化された組織の管理部署も不明確であり、その総合的な検証も示されないまま補助金の予算執行がなされているとすれば、十分な反省の上に立ち、早急な検討と組織の見直しが必要であります。また、市役所内部で補助金交付団体の実質的事務局体制となっておる部署も存在し、通帳管理の実態もあり、こうしたことは許されるものではなく、即時廃止すべきであります。支所も含め、誤解の生じない開かれた庁舎体制が急務であります。こうした状況を市当局はどのように捉え、その組織の構築を目指すのかお伺いいたします。

ただ、こうした補助金は性格からして市民要望の高まりと多様性が強くなる今日の変化に伴い、その適合性・必要性が複雑になりつつあり、市当局にあっては難しさが増してくると考えます。補助金が無駄なく有効に、その効果を発揮していることが大事であります。公共施設の指定管理の積算根拠も含め、補助金のあり方を今一度見直し、委員会開催を要望し、検証されることを強く願いつつ当局の所見をお伺いし、この項の質問を終わります。

○議長（鎌田 正） 2番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）【登壇】 質問の市補助金の捉え方と認識について、お答え申し上げます。

はじめに、平成24年度当初予算における補助金の実態等につきましては、平成24年度当初予算において、国・県の補助金が充当されない市単独補助金が約240種類に対し、13億7,500万円支出される計画であります。議員のご指摘のとおりであります。このうち介護施設や保育所の法人化に伴い新設された大仙ふくし会・大空大仙並びに医療法人道真会に対し、合わせて約6億3,600万円の財政支援を行うこととし

ており、これについては市が政策的に設立いただいた法人であることから、その法人が完全自立するまで市の責任を十分に果たす意味合いから必要不可欠であると認識しております。

その他の市単独補助金の総額は7億3,900万円で、主な補助金としては社会福祉協議会補助金が約8,400万円、住宅リフォーム支援事業助成金が6,000万円、雇用助成金が約4,700万円、家庭用LED照明購入補助金1,200万円であります。

なお、各団体の運営費に対し、補助金支出の終期の定めがない補助金も一部見受けられることから、財政支援団体の会計状況を今一度精査するとともに、事業費補助への転換を図る必要があると認識しております。

次に、補助金審査委員会の必要性と提言に対する認識につきましては、補助金は本来、自助努力をしてもなお不足する分を補助するという考えを基本に、長年にわたり交付し続けたことによる既得権化を排除し、大仙市として統一化基準による執行すべきものとして、財政改革の観点から学識経験者や行政経験者など7名で構成される委員会を平成19年度に立ち上げ、3カ年、計20回にわたり個別補助金の行政効果や必要性について審議していただき、平成21年1月に提言書が提出されております。

合併協議において全市で統一が図られず方向性が曖昧なまま統合した補助金も多かったため、廃止や縮小など具体的な改善内容や補助金見直しにかかわる全体的な見地からも、要綱の整備や補助金終期の設定などの的確な提言をいただいております、平成21年度当初予算編成作業以降、提言を参考に補助金の見直しが進められております。

次に、補助金にかかわる庁舎内の検証及び管理体制につきましては、補助金申請から補助額を確定するまでの事務作業において、その団体の財政状況や活動内容をしっかり掌握し、要件に照らし合わせ精査することが重要であることから、担当職員が調書を作成し、財務規則の事務専決に従い決裁を受け、補助金を執行しておりますが、必要性が低下してきている補助金やその役割を終えたと思われる補助金もあることから、予算編成時に再度内容等を確認し精査してまいりました。

なお、補助金の予算計上から執行に至るまでの検証作業について、これは各部署に委ねられていることから、今一度補助金の精査や事務執行にかかわる全庁統一化基準を示し、全職員が共通認識により補助金のあり方を考える体制を整備してまいりたいと考えております。

また、議員ご指摘のとおり、市の事務分掌において各種団体の事務局業務を担う課所も多く、これに伴い職員が保管管理している例もあり、これについては提言を受けた後、事務局を市から切り離すことや通帳の保管管理を団体へ移行することなど、全庁統一見解として各課所に通知し、対応を図ってきたところであります。

しかしながら、市が主体的にかかわる団体や全市の連合会組織などについては、市が事務局とならざるを得ず、このような場合には補助金申請者と補助金決定事務の双方を同一職員が行うことのないよう指導しておりますが、全庁統一の対応方針を示してから一定の期間が経過しておりますので、今一度課所内での事務体制を整えるように徹底を図り、今後も各種団体の経理や補助金事務について、関係団体の理解を得た上で順次移管を進めてまいりたいと思います。

次に、補助金審査委員会の開催の必要性についてお答えいたします。

平成25年度予算編成方針でも説明しておりますが、補助金審査委員会及び監査委員等の指摘を十分反映させた予算編成を行うことを前提に、運営費補助から事業費補助への転換、費用対効果や必要性の低い補助金の見直し、団体育成や奨励的・先導的事业にかかわる補助金にはサンセット方式を導入しており、徐々に財政効果があらわれていると感じております。

しかしながら、26年度をもって合併特例期間が終了し、地方交付税が大幅に縮減になることを想定した場合、補助金見直しにとどまらず、全事務事業の精査が喫緊の課題であると認識しておりますので、このための取り組み方針、取り組み体制を定め、新年度から強力で推進してまいりたいと考えております。

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。はい、22番。

○22番（本間輝男）【登壇】 再質問を総務部長にお伺いします。突然で大変恐縮です。

この補助金の総括的な組織体として、どの部署が一番適当であるかと言われると、総務部が範疇だと思いますが、その意気込みがあるかどうか、まず第1点。

もう一点、補助金要綱が各課、通称現課でされておるわけですが、現課の要綱を今現在、きっちりと確認しているかどうか、そこをまずお尋ねします。

もう一つは、活動実績が各課各部において総括されていると思いますが、やはり総務では財政の主たる課所として、やっぱり実績報告と収支はきっちりと総務がやっぱり確認すべき要綱と思いますので、その点の以上3つについて総務部の事務方のトップである総務部長から答弁をお願いします。

○議長（鎌田 正） 元吉総務部長。

○総務部長（元吉峯夫） 第1点目の補助金の所管のする部署についてでありますけれども、市長の答弁でも申し上げましたけれども、基本的には財政課が総括的な補助金の所管課になっております。ただ、先程市長の答弁にもありましたように、補助金にとどまらず、この後、合併特例期間終了に向けた取り組みを全体として進めていかなければならないというふうに考えておりますので、そういった体制をどういった形で、どういった項目に取り組むか、いつまでどういう方法で取り組むかということはこの後いろいろ検討を重ねまして進めてまいりたいというふうに考えております。今現在は補助金の担当課は財政課ということになってございます。

それから、2点目の、それぞれの補助金の交付要綱の制定の状況についてでありますけれども、先程にもありましたように、最終提言を受けまして、それぞれの部署でその対応の方針というのを回答しております。したがって、私どもとしては、当然その交付要綱等のなかったものについては策定済みであるというふうに認識しておりますけれども、残念ながらその現課に対しましてその補助金交付要綱の提出というところまでは残念ながら求めておりませんでした。その点につきましてもこの後、逐次調査をいたしまして再度徹底をさせたいというふうに考えております。

それから、3点目でありますけれども、実際の補助の実績報告とかの内容の審査についてでありますけれども、基本的にはやはりその補助の目的等を考えますと、積算の根拠等を考えますと、それぞれの現課が一番やはり掌握しておいて、その補助金が適正に使われているか、適正であるか、効果があるかということを検証していただくのが第一だとは思っております。ただ、その二次的に、果たしてその現課だけの考えでそれがよろしいのかということとはまた別の見方もあるとは思っておりますので、そういった点も含めまして、どういう進め方がいいのか、先程申し上げました新年度の体制の中で少し検討をさせていただきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（鎌田 正） 再々質問はありませんか。

○22番（本間輝男） ありません。

○議長（鎌田 正） 次に3番の項目について質問を許します。

○22番（本間輝男） 【登壇】 次の質問に入ります。

少子高齢化社会の進展と言われて久しい今日、大仙市においても65歳以上の人口が

2万8,000人余りとなり、高齢化率31.3%、3人に1人が老人と称される人口構成となっております。さらに、一人暮らしの方が3,637世帯、夫婦二人暮らしの方が2,992世帯と増加し、5軒に1軒が一人暮らし、もしくは老人夫婦世帯となる統計資料からして、今後も増加の方向に推移すると予想されます。

先日、私どもの集落での会合において、70代後半の方より「二人暮らしで今は何とかやっているが、どちらかが先に病気になるかわからない。そのときどこへ行って何と相談したらいいのか。その後、介護を要する場合、何としたらいいのか。生活のこともある、お金のこともある、家のこともある。子供はここにいないし、先を考えたら不安でしょうがない。」と真剣に話すその姿に、行政の末端に位置する一人として考えさせられ、自分の勉強不足の感を強くいたしました。

行政が地域市民のために健康、福祉、介護、扶助等といった施策を懸命に実行している事実は認めても、市民の皆様には今少し理解していただけないのが残念ではあるが事実であると感じております。状況の確認は重要な一歩であり、市の高齢化の推移の実態と現状を担当部署はどのように理解しておるのかお伺いいたします。

さて、先程老人の方の思いの中で、まずどこに相談すべきであるのか、老人予備軍である私も含め、今回は今現在何とか自立した形で生活できる市民の方々の目線で伺います。

今、大仙市では、針・きゅう・マッサージ助成、温泉ふれあい入浴サービス、除雪サービス、軽度生活援助、介護デイ・ショート事業、ふれあい電話、ヘルパー派遣事業といった高齢者生活支援サービス事業、老人クラブ活動の支援、各地域の世代交流福祉館の積極的活用、そして高齢者施設及び直営老人福祉施設利用等、様々な角度より細やかなサービス支援事業を推進しております。この中心的組織として、介護保険法の改正により、平成18年に創立された地域包括支援センターが高齢者の健康維持、福祉・医療の問題を総合的に判断し、解決に向け支援活動を実施しております。地域支援、介護予防支援事業を柱とした事業を展開しておりますが、この部門は枠が大きく、底が深く、どの領域までといったくくりを設けることができない複雑多様な面を持つ性格と理解しております。

この組織体制図を見ると、地域包括センターを中心に、大まかに東部・西部センターを下にし、さらに各支所サービス課を配置し、右側には連携・協力機関として社会福祉協議会を位置付け、民間の介護予防、介護支援事業所も組み込まれ、形の上では一応の

体制ができておりますが、複雑かつ今一つわかりにくさは否めない組織と感じられます。

また、旧町村の中心である支所担当は、こうした包括支援センターの業務のみならず、扶助関係、保育所、老人クラブ、介護・医療相談等、様々な担当を兼務しているのも実情であると思われまます。高齢者の方々の願いは、ただわかりやすく身近に相談でき、速やかに相談に乗ってくれる窓口を求めているのであります。この相談の窓口こそ、今言う「一丁目一番地」であり、介護予防の第一歩と考えます。高齢福祉行政の構築について、当局の見解を求めます。

担当部署にあつては、懸命な努力は認められますが、今現在の組織を今一度見直しに着手し、わかりやすく市民のために一元化した組織の構築は絶対に必要であります。

今、社会福祉課において高齢者や障がい者のある方々を地域で見守る生活介護サポーター事業と社協と連動した結いっこサービス事業を推進しております。行政のみならず市民の方々と地域の支援は、将来の福祉行政に不可欠であります。縦割りの福祉ではなく、地域の皆様、民間事業所も連携する、一元化された大仙市独自の高齢福祉組織の立ち上げについて、再度当局の見解を伺い、この項の質問を終わります。

○議長（鎌田 正） 3番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）【登壇】 質問の高齢化の増大に伴う介護・医療等業務の一元化についてお答え申し上げます。

はじめに、大仙市の高齢化の推移の実態につきましては、平成22年の国勢調査において本市の総人口は9万人を割って以降、毎年1,000人程度の減少が続いており、平成27年には8万3,500人に減少するものと推定される一方、65歳以上の高齢者人口は年々増加し、高齢化率は平成27年には35%を超え、あわせて一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯も年々増加していくものと見込んでおります。

市では、このような状況を十分認識し、高齢福祉の分野においては、「安心して健やかに暮らせる地域づくり」を理念とした高齢者プランを策定し、医療・介護を必要とする高齢者に対する支援体制の充実を図るとともに、高齢者自身が地域の担い手として活躍できる地域づくりを目指し、各種高齢者福祉施策に取り組んでいるところであります。

次に、わかりやすく身近に相談でき、速やかな実行が期待される高齢者福祉行政の構築につきましては、平成24年4月に市健康福祉部の機構の改編を行い、地域包括支援センターを高齢者の生活支援に関し総合的に担当する課と位置付け、国が定めている地域包括支援センターの業務に加え、大仙市が行う高齢者の生活支援サービスに関する業

務等もあわせて行っております。これにより、大仙市の高齢者の総合的な相談・支援機関として機能強化が図られ、高齢者からの相談に対し速やかな対応が可能となったものと考えております。

また、市内には平成22年度から地域包括支援センターを5カ所設置しているほか、地域包括支援センターが設置されていない地域の支所市民サービス課窓口や介護保険施設など10カ所を地域包括支援センターと連携をとった相談取次場所として位置付けて、高齢者が身近なところで相談でき、どこへ行っても速やかな対応が可能となるような組織体制を整え、その充実に努めているところであります。

しかしながら、センターに行けば何でも相談できる体制となっているということが、まだ十分に浸透していない部分がありますので、今後はわかりやすい愛称などを検討し、市民の皆様により親しまれる高齢者の総合相談機関となるよう、さらなる周知に努めてまいりたいと思っております。

次に、行政、地域、民間等をも含めた一元化した組織の立ち上げについてであります。高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けることができるためには、医療・介護、福祉各分野や高齢者自身も含む地域住民が連携し、自助・共助・公助の役割をそれぞれ発揮し合い支え合うことが求められております。現在、市では高齢者にかかわる諸制度や生活課題が複雑かつ専門化している現状を踏まえ、行政機関とそれにかかわる医療や介護サービスなどの民間組織、社会福祉協議会や民生委員、地域住民組織などがそれぞれの役割を果たしながら情報や考え方を共有し合い、連携して高齢者に必要なサービスなどが提供される仕組みの構築に向け、次の点について取り組んでおります。

1点目は、地域包括支援センターが中心となり、地域毎に健康増進センターや社会福祉協議会等の関係機関が参集し、情報を共有し合うとともに個別の対応が必要なケースについては、医療関係者や介護サービス事業者なども加わり、課題解決のための話し合いを行う地域ケア会議を毎月実施しており、高齢者福祉に関する地域の総合的な調整機能を果たしております。

また、2点目は、社会福祉協議会が実施する結いっこサービス事業との連携や宅配業者等との見守り協定の締結など、市民や諸機関、民間事業者とのネットワークを強化しながら、見守りや支援が必要な高齢者に対して各種サービスが切れ目なく包括的に提供される高齢者が安心して暮らせる地域福祉の構築に取り組んでいるところであり、今後、その機能をより充実させていくこととしております。

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。

○22番（本間輝男） ありません。

○議長（鎌田 正） 次に、4番の項目について質問を許します。

○22番（本間輝男）【登壇】 次に、上水道計画について伺います。

自然環境保護運動の高まりの中、中止された真木ダム建設の代替案が提示されたのは平成17年と記憶しております。斉内川の治水、洪水対策として83億円、上水道事業対策としては水源調査を実施するとしてから7年が経過し、その事業の骨格すら一向に見えない状況にあります。

この事業そのものは、国・県との調査が必要であり、国の財源不足等が遠因と考えますが、事業そのものの推進の実情が見えず、県議会の一般質問にも上らない事実からして、どこまで進展しておるのか現状と対応をお伺いいたします。

また、事業年度の延長はないものと認識しておりますが、あるのか確認するとともに、全体計画の縮小、補助率の変更等はないのかお尋ねいたします。

次に、私の住む仙北東部地区は、昔から飲料水に恵まれず、この真木ダム代替の上水道計画に大きな期待を持ち、いち早く事業計画に手を挙げた経緯があります。財政状況も考慮し、当初の大型上水道計画を変更し、地域に適合した規模の計画を予定しておると伺っておりますが、今現在どこまで計画が進展し、いつ施行する計画であるのか、全体工事費を含めお伺いいたします。

次に、先に地域住民の方々へ上水道に関するアンケートが実施され、その動向が注目されます。この地域は、ほぼ100%近く簡易水道組合組織を作り、維持管理をしている地域であり、住民の声はもちろん、組織役員の皆様の合意形成に十分なる配慮を要すると思います。こうした上水道計画事業は、次世代への確実に継続するインフラ整備と捉え、早期の完成を願い、質問を終わります。

○議長（鎌田 正） 4番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）【登壇】 質問の仙北東部地区上水道計画の推進についてお答え申し上げます。

はじめに、真木ダム代替に伴う事業推進につきましては、平成17年に秋田県が真木ダムの建設中止を表明し、その代替案として、治水対策においては斉内川の河川改修計画が示されており、水道事業に対しては水源の代替機能を探るため、大仙市東部地域の地下水調査が実施されております。

真木ダム事業に替わる斉内川の治水対策につきましては、平成18年度に何案かの河川改修案を検討しており、最終的に計画された事業内容は、広域河川改修事業計画として玉川合流点から上流部2.7km区間において、堤防の新設、引堤、嵩上げなどを実施するとしたものであり、総事業費は33億円、事業期間は平成21年度から30年度で、国庫補助率は50%となっております。

平成23年度までは、主に測量等の調査や築堤等の詳細設計を実施しており、今年度は事業費5,300万円で用水路移設設計等を実施すると伺っており、今年度末の進捗率は5.2%となる見込みであります。

なお、JRの鉄橋の問題がありまして、この問題でかなり苦心されているというふう

に報告をいただいております。

水道事業につきましては、当初の真木ダム参画による東部広域水道事業計画を根本から見直しすることとし、県が調査した地下水源のデータを引用しながら市独自のダム利水によらない水道事業計画を策定したところであります。

平成18年度には大仙市総合計画において、水道整備の基本方針として「市民の快適な生活を支える安全な水道水を安定的に供給するため、大仙市全域にわたる水道事業を計画し、給水区域の拡大を図り、生活用水に不安を抱えた地域及び未普及地域の解消に努める」と定め、平成19年度には現実に即した実効性のある整備計画とするため、東部3地域の公営水道未普及地域を対象としたアンケート調査を実施したところであります。その結果、公営水道が整備された場合、「加入する」と回答した方は仙北地域では28.6%、太田地域が24.4%、中仙地域が28.6%で、全体では27.7%と国庫補助採択要件の加入率90%をはるかに下回る結果となったところであります。

しかしながら、調査表の配布区域毎の集計では、加入の意向及び不安・不満の高い地区がある程度特定される結果にもなっていることから、必要性・緊急性の検討を加え、地域的な事業バランスにも考慮し、太田地域は太田東部地区簡易水道施設整備事業、中仙地域は豊川地区簡易水道施設整備事業、仙北地区は中払田、下払田、北川目、弥兵エ谷地、福嶋の各簡易水道組合及び周辺自家用水道世帯を含めた仙北東部地区簡易水道施設整備事業として、それぞれ事業実施に向け「総合計画実施計画」に搭載しております。

この実施計画における仙北東部地区の内訳は、事業年度を平成25年度から平成28年度までの4カ年とし、総事業費は約9億8,000万円、国庫補助率は40%を見込んでおります。

事業実施に当たっては、その前年度において住民意向調査をすることとしており、本年度は仙北地域の公営水道未普及及び地域全域を対象とした、より精度の高いアンケート調査を実施し、その分析作業を急いでいるところであります。この分析結果次第ではありますが、補助採択要件である加入率90%が達成できれば、直近の年度に所用の調査業務等を実施いたしますが、加入率が要件を満たさない結果となった場合は、先にも述べましたとおり、水道事業の展開を望む声が高い地域もあることや事業実施に当たっては効率性などの観点を参酌しますと一定の事業規模が必要なことから、加入率を高める必要がありますので、地域住民はもとより簡易水道組合に対する粘り強い説明会等を実施するなど、事業実施に向けて努力してまいりたいと考えております。

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。はい、22番。

○22番（本間輝男）【登壇】 私どもの地域においては、若い方々はやはり新しい、そして安全な水を将来とも飲まなければならないし、使わなければならないという若い層が非常に多く感じられます。市長が先程言われたとおり、同意率の向上を目指して、私どもの地域も努力してまいりますので、今後ともご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。答弁は結構です。

さて、最後になりますが、大地の会の千葉会長に叱咤激励をいただきまして質問してまいりましたが、会長の切れ味鋭い名刀とは違い、たけみつを振り回す様相となり、かなり反省の感を強くしております。市当局には、丁寧なる答弁をしていただきましたことに感謝を申し上げ、質問を終わります。

○議長（鎌田 正） これにて22番本間輝男君の質問を終わります。

---

○議長（鎌田 正） 日程第2、報告第7号から日程第41、議案第213号までの40件を一括して議題といたします。

これより質疑に入りますが、通告はありません。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております報告第7号及び議案第175号から議案第213号までの40件は、議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

---

○議長（鎌田 正） 次に、日程第42、陳情第50号から日程第49、陳情第57号ま

での 8 件を一括して議題といたします。

本 8 件は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

○議長（鎌田 正） 次に、日程第 50、議案第 214 号及び日程第 51、議案第 215 号の 2 件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。元吉総務部長。

○総務部長（元吉峯夫）【登壇】 はじめに、資料 No. 4 の追加の議案書をご覧願います。

1 ページから 4 ページまでになります。

議案第 214 号、大仙市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例の制定について、ご説明を申し上げます。

本案は、都市の低炭素化の促進に関する法律が 12 月 4 日に施行されたことに伴い、市において新たに低炭素建築物、これは断熱性や機密性に優れ、また、空調や照明、給湯設備にも効率的な利用がなされている二酸化炭素の排出を抑制する建物のことですが、この建築物の認定事務を行うことになりましたので、認定を受けようとする者及び変更認定を受けようとする者から手数料を徴収するため、議案記載のとおり建築物の種別や規模により手数料を定め、公布の日から施行するものであります。

なお、この認定事務は建築主事を置かない市町村においては秋田県が行うことから、手数料の額については県と同額としております。

次に、資料 No. 5 の大仙市補正予算〔12 月追加補正〕をご覧願います。

1 ページになります。

議案第 215 号、平成 24 年度大仙市一般会計補正予算（第 7 号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、大曲庁舎の耐震補強工事等にかかわる庁舎改修事業費、西仙北ぬく森温泉ユメリアにおける再生可能エネルギー等導入事業費、韓国ドラマのロケ誘致にかかわるフィルムコミッション推進事業費についての補正であり、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 7,236 万 7 千円を減額し、補正後の予算総額を 458 億 5,805 万 8 千円とするものであります。

また、継続費の補正については、庁舎改修事業費の総額及び年割額の変更についてお

願いするものでございます。

はじめに、補正予算の概要について、事項別明細書により歳入から順にご説明を申し上げます。

8 ページになります。

14 款国庫支出金は、住宅・建築物安全ストック形成事業補助金として1,715万7千円の減額補正。

15 款県支出金は、公共施設再生可能エネルギー等導入事業費補助金として436万8千円の補正。

19 款繰越金は、前年度繰越金として307万8千円の減額補正。

21 款市債は、庁舎改修事業債として5,650万円の減額補正であります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

2 款総務費は、庁舎改修事業費で、今年8月から2カ年計画で工事を進めている大曲庁舎互助会館耐震補強改修工事において、補強するコンクリート柱の一部に工事の支障となる部分が発見され、この補修工事が新たに加わったことに伴い、今年度予定の耐震補強工事の一部が来年度実施に変更となることなどから、関連工事経費として合わせて8,077万1千円の減額補正であります。

なお、今後におきましても万一不測の事態が生じた場合には、議会にご協議させていただきたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

10 ページになります。

4 款衛生費は、再生可能エネルギー等導入事業費で、県の基金を活用し、西仙北ぬく森温泉ユメリアに太陽光発電蓄電池システムと排熱源利用ヒートポンプを導入するための実施設計委託料として486万4千円の補正であります。

7 款商工費は、フィルムコミッション推進事業費で、韓国ドラマ「アイリス2」の海外ロケ地が秋田県に決まったことに伴い、本市へロケを誘致するための経費として354万円の補正であります。

以上、各議案についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鎌田 正） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第214号及び議案第215号の2件は、議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

---

○議長（鎌田 正） お諮りいたします。各常任委員会審査のため、12月12日から12月17日までの6日間、休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） ご異議なしと認めます。よって、12月12日から12月17日まで6日間、休会することに決しました。

---

○議長（鎌田 正） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、来る12月18日、本会議第4日を定刻に開議いたします。

ご苦労様でございました。

午前11時13分 散 会